

給与勧告にあたって

令和3年10月25日
長野県人事委員会
委員長 林 新一郎

本日、長野県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本委員会では、従来から、職員の給与について、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間従業員の給与等との均衡を図り、社会一般の情勢を的確に反映させることを基本としてまいりました。

本年も民間事業所の御協力をいただき、その従業員の給与（本年4月分の給与及び昨年8月から本年7月までの賞与等）の支給状況等について調査を行い、職員の給与と精緻に比較しました。

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、企業活動に大きな影響を受けている中での調査となりましたが、調査の完了率は非常に高いものとなりました。調査に対して御理解と御協力をいただいた民間事業所の皆様に対し、心から御礼申し上げます。

調査の結果、月例給については民間とほぼ均衡していたことから、改定を行わないこととしました。一方、期末手当及び勤勉手当（ボーナス）については職員の支給月数が民間事業所における直近1年間の支給割合を上回っていたことから、年間4.30月分に引き下げることにしました。

また、人事管理に関する課題と取組については、人材の確保・育成・活用、仕事と家庭の両立支援の推進、良好な勤務環境の整備等、定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進について報告しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、令和元年東日本台風をはじめ、毎年のように襲い来る自然災害などの危機的な事態が次々と発生する中、県民の安心・安全な暮らしを守るため、日々全力で職務にまい進する職員各位に対し、心からの敬意を表します。

今後とも全体の奉仕者としての責務を深く認識し、より高い倫理観と使命感を持って、公務に対する県民の期待と信頼に応えるべく一層職務に精励するよう要望します。

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有するとともに、行政の安定的な運営にも寄与しているものです。

議会及び知事におかれましては、この勧告制度の趣旨を御理解いただき、勧告どおり実施されるよう要請します。

県民の皆様におかれましては、多様化・複雑化する行政課題に応えるべく日々職務に精励している職員の適正な処遇の確保のために行う給与勧告制度の意義について、御理解を賜りますようお願いいたします。